

令和8年度 防災情報ネットワーク事業
「十津川紀の川地区」地震観測設備更新他工事

特 別 仕 様 書 (案)

近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則	令和8年度 防災情報ネットワーク事業「十津川紀の川地区」地震観測設備更新他工事の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）、「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書（令和8年4月）（https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営造成土地改良施設の山田ダムにおける加速度検知器更新及び各観測所の雨量計の更新をするものである。	
2. 工事場所	本工事の対象設備の設置場所は次のとおりである。 (1) 加速度検知器 山田ダム管理所 和歌山県紀の川市貴志川町高尾地先 (2) 雨量計 ① 山田ダム雨量計 和歌山県紀の川市貴志川町高尾地先 ② 大迫ダムサイト雨量観測所 奈良県吉野郡川上村大字北和田字長屋峯 615-5 ③ 栃谷雨量観測所 奈良県吉野郡川上村大字入之波字三之公 220-1 ④ 北股雨量尾観測所 奈良県吉野郡川上村大字中奥字北股 ⑤ 筏場雨量観測所 奈良県吉野郡川上村大字入之波字筏場 186 ⑥ 大台ヶ原雨量観測所 奈良県吉野郡川上村大字入之波字カマノコ 208 ⑦ 三之公雨量観測所 三重県多気郡大台町大字大杉 ⑧ 津風呂ダムサイト雨量観測所 奈良県吉野郡吉野町大字河原屋 849-5 ⑨ 三茶屋雨量観測所 奈良県吉野郡吉野町大字三茶屋字杉本 157 ⑩ 香束雨量観測所 奈良県吉野郡吉野町大字香束 ⑪ 下湊頭首工雨量計 奈良県吉野郡大淀町下湊 288-1 ⑫ 高見川雨量観測所 奈良県吉野郡東吉野村大字木津字宮ノ下 507-1	
3. 工事概要	本工事は山田ダムの加速度検知器の更新等を行う工事で、その概要は次のとおりである。 (1) 加速度検知器更新（山田ダム管理所） 2台 (2) 雨量計更新（大迫ダムサイト雨量観測所他） 12台	
4. 工事数量	別紙工事数量表のほか、第10章設計及び第11章機器仕様に示すとおりである。	

項 目	内 容	備 考
5. 施工範囲	本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、既設機器の撤去、新設機器の据付及び接続調整までの一切とする。	
第3章 施工条件		
1. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 (2) 現場据付等の工事期間には、雨天、休日等11日（月平均）を見込んでいる。 なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。	
2. 作業時間の制限	現場工事の施工は、平日の8時30分～17時15分までとする。	
3. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
4. その他	各更新装置の据付及び接続において、一時的な機能停止は認めるが、長時間に及ぶ機能停止は認めない。	
第4章 現場条件		
1. 既設設備等との受渡し条件	本工事で既設設備等に接続する内容は次のとおりである。 (1) 電源接続 1) 加速度検知器は、既設設備の電源と同様に接続する。 2) 雨量計は、既設設備の電源と同様に接続する。 (2) 信号線接続 1) 加速度検知器は、既設設備の信号線と同様に接続する。 2) 雨量計は、既設設備の信号線と同様に接続する。	
2. 搬入路	現場への搬入路は、大台ヶ原雨量観測所、三之公雨量観測所以外は、軽貨物車の進入が可能である。 大台ヶ原雨量観測所は軽貨物車侵入限界地点から往復1時間半、三之公雨量観測所は軽貨物車侵入限界地点から往復6時間徒歩で移動することを想定している。	
3. 第三者に対する措置	(1) 保安対策 本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) その他 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。	
4. 関係機関との調整	受注者は現場作業について、施設管理者と必要な調整を行わなければならない。	
第5章 提出図書等		
1. 承諾図書	共通仕様書第1章1-1-8に示す実施仕様書、計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書または情報共有システムで通知するものとする。	
2. 施工図	受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。	

項 目	内 容	備 考									
第6章 仮設 1. 工事用電力	現場工事に使用する電力設備及び電力料金及び本工事更新設備等の接続後の電力料金は発注者と協議の上その負担額を決定する。										
第7章 工事用地等 1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、山田ダム管理所敷地内及び各観測所敷地内とするが、使用に当たっては、施設管理者と調整しなければならない。なお、発注者が確保している工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとし、返還する場合には、発注者に報告するものとする。										
第8章 貸与する資料 1. 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 貸与資料 <table border="1"> <tr> <th>番号</th><th>資料名</th><th>備考</th></tr> <tr> <td>1</td><td>令和4年度防災情報ネットワーク事業 「十津川紀の川地区」防災情報ネットワーク接続工事 完成図書</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>本工事の施工に必要な資料</td><td></td></tr> </table> (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。	番号	資料名	備考	1	令和4年度防災情報ネットワーク事業 「十津川紀の川地区」防災情報ネットワーク接続工事 完成図書		その他	本工事の施工に必要な資料		
番号	資料名	備考									
1	令和4年度防災情報ネットワーク事業 「十津川紀の川地区」防災情報ネットワーク接続工事 完成図書										
その他	本工事の施工に必要な資料										
第9章 試運転調整	本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）及び通信回線使用料金は発注者と協議する。										
第10章 設計 1. 一般事項	(1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料について照査し、設備の製造設計を行うものとする。 (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作が簡易なものとする。 (5) 設計、製作、据付等に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。										
2. 設計諸元	(1) 環境条件 機器は、次の標準環境条件において正常に動作しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>機器区分 項目</th><th>屋内機器 非管理所機器</th><th>屋外機器</th></tr> <tr> <td>温度</td><td>0～40℃</td><td>－10～40℃</td></tr> <tr> <td>相対湿度</td><td>30～80%</td><td>30～95%</td></tr> </table> (注) 1) 温度、相対湿度の条件は、精度保証を示す値である。 2) 非管理所機器とは、加速度検知器である。 3) 屋外機器とは、雨量計である。	機器区分 項目	屋内機器 非管理所機器	屋外機器	温度	0～40℃	－10～40℃	相対湿度	30～80%	30～95%	
機器区分 項目	屋内機器 非管理所機器	屋外機器									
温度	0～40℃	－10～40℃									
相対湿度	30～80%	30～95%									

項 目	内 容	備 考						
3. 停電及び雷害対策	(2) 機器への供給電源 機器への供給電源は、次の電源方式、電源仕様とする。							
	<table><tr><th>電源方式</th><th>電源仕様</th></tr><tr><td>交流電源方式 (A C)</td><td>① 相数・電圧：単相 2 線、100V ±10V ② 周波数：60Hz ± 3 Hz</td></tr><tr><td>直流電源方式 (D C)「</td><td>① 電 圧：21.6～ 26.4V(DC24V) ：10.8～ 13.2V(C12V) ② リップル：1 %以下 ③ 雑音電圧：5 mV 以下</td></tr></table>	電源方式	電源仕様	交流電源方式 (A C)	① 相数・電圧：単相 2 線、100V ±10V ② 周波数：60Hz ± 3 Hz	直流電源方式 (D C)「	① 電 圧：21.6～ 26.4V(DC24V) ：10.8～ 13.2V(C12V) ② リップル：1 %以下 ③ 雑音電圧：5 mV 以下	
	電源方式	電源仕様						
	交流電源方式 (A C)	① 相数・電圧：単相 2 線、100V ±10V ② 周波数：60Hz ± 3 Hz						
	直流電源方式 (D C)「	① 電 圧：21.6～ 26.4V(DC24V) ：10.8～ 13.2V(C12V) ② リップル：1 %以下 ③ 雑音電圧：5 mV 以下						
	(1) 停電及び雷害対策 停電時の機能保持として、電源は既設予備発電装置からの電源供給によるものとし、既設盤内通信ボードを使用する。							
	(1) 一般事項 山田ダム管理所内にある地震計測装置 (SM28: リオン社製) に接続する。							
	(2) 機器構成 加速度検知器 本体 2 台 (天端部、監査廊部)							
	(3) 機器仕様							
	1) 設置方式 ・地上設置							
2) 検出方式 ・フォースバランスサーボ式加速度								
3) 信号伝送 ・デジタル伝送								
4) 計測性分数 ・3 成分。								
5) 測定範囲 ・水平成分 ±4 0 0 0Gal 以上 ・垂直成分 ±3 0 0 0Gal 以上								
6) 振動数範囲 ・DC～4 0Hz 程度								
7) 防水性 ・2 気圧 (IPX 8 相当) 以上								
8) その他 ・接続材、保護カバーを付属すること。								
2. 雨量計 (各雨量観測所)	(1) 一般事項 既設雨量観測所の雨量計を更新するもので、配線は既設を流用する。 (2) 機器仕様 1) 気象庁検定：型式証明取得品 2) 検出方式：転倒ます式 3) 受水口径：200mm 4) 1 回転倒量：1mm 5) 出力信号：パルス接点信号 (1mm)、2 接点 6) リートスイッチ：DC100V 0.4A 相当 0.1～0.18 秒相当 7) 精度：±3%以内 8) 融雪ヒータ：有							
第 12 章 据付								
1. 一般事項	(1) 受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。なお、その経費については別途協議するものとする。 (2) 据付は、共通仕様書第 3 章第 7 節から第 12 節及び第 13 章第 10 節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。 1) 撤去、据付に係る現場での小運搬は人力を想定している。							

項 目	内 容	備 考																							
2．電気通信設備	2) 大台ヶ原雨量観測所、三之公雨量観測所の雨量計については、電源設備の容量が小さいため融雪ヒータの機能を停止させる。 3) 大台ヶ原観測所、三之公観測所については、降雪地帯であるため留意すること。 4) すべての機器は、南近畿土地改良調査管理事務所（以下「南近畿事務所」という。）に搬入し外観状態検査を行った後、各現場に運び込むこととする。南近畿事務所搬入日と現場据付日が異なる場合は、南近畿事務所に機器を仮置きする。																								
	(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配置する。 (2) 水管理制御設備盤、電気盤及び電気通信設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。 なお、水管理制御設備盤及び電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気通信設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。 また、耐震クラスは日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」に示すSクラス以上とする。 (3) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。 (4) 電線等は、負荷等に対して適正な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また、強い張力などを与えないよう慎重に入線及び配線を行う。 また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。 (5) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になる様にしなければならない。																								
3．据付材料	本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。 (1) 見本又は資料の提出 下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。 <table border="1"><tr><td>据付材料名</td><td>提出資料</td></tr><tr><td>据付材料</td><td>カタログ等</td></tr></table>	据付材料名	提出資料	据付材料	カタログ等																				
据付材料名	提出資料																								
据付材料	カタログ等																								
4．更新機器の取扱い	(1) 更新にあたり撤去した既設機器については、共通仕様書第1章1－1－24 に基づき、工事発生材報告書と併せて、施工段階確認時に監督職員に引き渡すものとし、南近畿土地改良調査管理事務所に運搬する。																								
5．特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table border="1"><tr><td></td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>		工程	作業内容	分別解体等の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	工程	作業内容	分別解体等の方法																						
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						

項 目	内 容					備 考																	
第 13 章 試験及び検査 検測又は確認（施工 段階確認） 1.	（１）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1）施設機械工事等 <table><tr><th>工 種</th><th colspan="2">確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認 対象</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">電 気 通 信 設 備</td><td>出 来 形 確 認</td><td>・ 加速度検知器の据付状 態、外観状態 ・ 雨量計の据付状態、外観 状態</td><td>据付時</td><td>－</td><td>施設機械工事等 施工管理基準第 2 編第 9 章水 管 理 制 御 シ ス テ ム 第 1 節</td></tr><tr><td>品 質 確 認</td><td>・ 地震観測装置の出力確認 試験（w e bで確認） ・ 雨量計の出力確認試験 （各管理所にて確認）</td><td>据付時</td><td>－</td><td>施設機械工事等 施工管理基準第 2 編第 9 章水 管 理 制 御 シ ス テ ム 第 2 節</td></tr></table> （２） 上記（１）の 1）の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。					工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認 対象	備考	電 気 通 信 設 備	出 来 形 確 認	・ 加速度検知器の据付状 態、外観状態 ・ 雨量計の据付状態、外観 状態	据付時	－	施設機械工事等 施工管理基準第 2 編第 9 章水 管 理 制 御 シ ス テ ム 第 1 節	品 質 確 認	・ 地震観測装置の出力確認 試験（w e bで確認） ・ 雨量計の出力確認試験 （各管理所にて確認）	据付時	－	施設機械工事等 施工管理基準第 2 編第 9 章水 管 理 制 御 シ ス テ ム 第 2 節	
工 種	確認内容		確認時期	遠隔確認 対象	備考																		
電 気 通 信 設 備	出 来 形 確 認	・ 加速度検知器の据付状 態、外観状態 ・ 雨量計の据付状態、外観 状態	据付時	－	施設機械工事等 施工管理基準第 2 編第 9 章水 管 理 制 御 シ ス テ ム 第 1 節																		
	品 質 確 認	・ 地震観測装置の出力確認 試験（w e bで確認） ・ 雨量計の出力確認試験 （各管理所にて確認）	据付時	－	施設機械工事等 施工管理基準第 2 編第 9 章水 管 理 制 御 シ ス テ ム 第 2 節																		
第 14 章 施工管理等 1. 主任技術者等の 資格 2. 施工管理	主任技術者等の資格は入札公告によるものとする。 施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」、「施設機械工事等施工管理基準」、共通仕様書（土）及び共通仕様書（施）による。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。。																						
第 15 章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 （１）設計諸元等条件変更に係るもの （２）関連工事との調整に係るもの （３）不可抗力によるもの （４）法・基準の改正に係るもの （５）その他本仕様書に定めないもの																						
第 16 章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第 1 章 1－1－28 及び第 1 章 1－1－30 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 正副 2 部																						
2. 工事付属品	本工事で設置等を行った設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に 1 部を備え付けなければならない。																						
3. 週休 2 日による 履行実績取組証明書の 発行	（１）本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 （２）「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをい																						

項 目	内 容	備 考
4. 1日未満で完了する作業の積算	い、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間※注のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。 (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。 (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-268.pdf (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (6) 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、第2章2の箇所とする。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式4により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている190日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式4と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年3月16日（工事完了期限日）まで ※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協定。	

項 目	内 容	備 考
第 17 章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙)
様式 4

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和8年度

防災情報ネットワーク事業

「十津川紀の川地区」地震観測装置更新他工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
機器単体費				
1. 計測設備工				
計測設備工（機器単体費）		式	1.000	
加速度検知器	第11章の1 参照	台	2.000	
2. 水位・雨量テレメータ設備工				
雨量テレメータ設備工（機器単体費）		式	1.000	
雨雪量計（ヒータ式）	第11章の2 参照	台	12.000	
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 運搬工				
運搬工		式	1.000	
輸送費（電気通信設備）	0.062ton, 500km	式	1.000	
2. 計測設備据付工				
加速度感知器更新		式	1.000	
加速度検知器取外し		台	2.000	
加速度検知器据付調整		台	2.000	
3. 水位・雨量テレメータ設備据付工				
雨量計更新		式	1.000	
雨雪量計取外し		台	12.000	
雨雪量計据付		台	12.000	